

「温故」六号を送ります。「温故」は郷土史研究会員の皆さんに、いろいろな資料を紹介してきました。いずれも郷土の歴史について、その時々先人が残した足跡の一端を知っていただけたと思います。

須佐には、まだまだ秘められた資料がたくさん有るはず。そうしたものも今後もできるだけ紹介したいと思います。どの様な資料でも、もし皆様のお宅にありましたら提供してください。「回天実記」の紹介も今回で完了しました。筆者は田坂象甫先生の奥様の祖父にあたる方です。維新前後激動の時の、須佐先人の活動が、今さらのように示されます。今後もしろいろな新しい資料を紹介したいと思いますが、御協力をお願いいたします。

目次

一、回天実記	2
一、御蔭山神社	5
一、須佐町の教育の歴史	7
一、天保一揆補遺	9
一揆における被害家屋	9
一、楮（こうぞ）畑の開作	23

回 天 実 記 (第五号のつづき)

十月十二日御代役山口発駕、萩を経て帰須、翌十三日着須アリ。

全十四日邑政堂役員ノ更迭其他改革ノ令ヲ発セラル。

御領分外隠居 元職役 益田三郎左衛門

永々遠島 元当役 栗山翁輔

御領分外隠居 御用人 多根須左衛門

全 右 波田与一

永々遠当 北強団 多根卯一

遠 島 全 右 仲井半四郎

全 右 宅野太郎

全 右 山崎十郎左衛門

遍 塞 全 右 松野十内

全 右 内藤磯亮

大谷午太郎へ御沙汰書

右父撲助儀先年来正義ノ志篤ク、為国家令尽力周旋候処、却而罪科ノ処置ニ有之、御不便ニ被思召候、依之罪状御取揚火中ニ被仰付候条深ク御仁恵ノ程感載被仕、正義ノ志ヲ励シ往々可被遂忠勤候事

丑 十月

右御処分ニ就テ奇兵隊牧小太郎、英次郎、

村上研吾、玉川小文吾、木村敬助等、御代役

ニ從ヒテ帰邑スベキ命アリト雖モ、都合ニ依

リ十四日発程帰須セリ。然ルニ御発令後數日

ヲ經過スルモ俗論党処罰ノ実行挙ガラザルヲ

以テ、村上研吾、玉川小文吾等ハ実況報知ノ

為メ出山シテ林半七氏須佐行ノ事ニ決シ、研

吾、小文吾等ハ吉田本營ニ帰り、山下範三郎、

林半七ニ随行シテ須佐来着アリ、本町須山平

助宅ニ投宿シ、御代役ニ面会シテ御沙汰ノ通

リ神速実行ヲ挙ゲラレ度キ旨ヲ述ベテ督促セ

リ。仍テ或ハ配所ニ護送シ或ハ門戸ヲ閉鎖シ其ノ罰ヲ罪レリ。

是ニ於テ奇兵隊ヨリ帰邑ノ四名モ元回天軍總代トシテ主家ヘ対スル敬礼ノ為メ差控ヲ申出ズルニ決シ、其ノ覺書左ノ如シ。

覺

去冬以來御内輪正俗兩立ノ件ニ付テハ乍不及私共御國家ノ御為筋ヲ一途ニ相考エ尽力周旋仕候儀ニ御座候得共、自然不一方御厄害ニ立至リ候段幾重モ奉恐入候。依之先差控居候間、此段宜敷様御沙汰被成可被下候以上。

丑十一月二十三日

津田公輔

英次郎、山下範三郎、木村敬助等全文故ニ之ヲ略ス。

右覺書ヲ出スニ、各逼塞ノ沙汰アリ（但シ英次郎ハ萩居住ナル故ニ其ノ命ナシ）。

全二十六日、牧小太郎等逼塞ヲ命ゼラル。

全二十七日、林半七氏発程帰陣アリ

十一月三日、牧小太郎、英次郎、山下範三郎、木村敬助等奇兵隊ニ帰ル。

全二十二日、須佐ヨリ御直使増野善左衛門、松原齡介等吉田駅来着奇兵隊本陣ニ至リ、昨年以來弊邑混雜ニ就テハ多人數入隊シテ御厄害ニナリタル由ヲ論シ、今般平和ニナリタル上ハ軍事手組ニ差支モアレバ、除隊ノ取計ヲ乞ウ旨ヲ頼談セシニ、奇兵隊ヘハ隊中規則モアレバ妄ニ除隊ヲナスベカラザルハ勿論ナレドモ、貴藩ヨリ入隊ノ諸士ヘ熟議ノ上回答致スベキ由ヲ答エタルニ依リ、善左衛門等帰須セリ。慶応二丙寅正月二十七日、須佐ヨリ大田丹宮、増野善左衛門、金子新藏、大谷岩尾等ヲ奇兵隊ニ遣ワス。丹宮等曰ク、昨年十一月弊邑入隊者除隊ノ件相伺イタリシニ、尔後回答無之ニヨリ来隊セリト奇兵隊ハ御神本家（當時益田ヲ改メテ御神本ト称ス）。御同列中ニ於テ鈴尾家（當時福原家ヲ改メテ鈴尾ト称ス）ノ如キ多人數ノ入隊ヲ許シタル例アレバ、

御神本家ノ各家ニシテ当入隊員ヲ減ジタレバトテ、御軍制上非常ノ影響モ有ルマジク、加之在隊員ニ於テモ邑中既ニ平和に帰シタレバ、北門要衝ニ当ルベキ応分ノ責任ハ尽シ難キニ非ザルヲ以テ、本隊ニ入ルモノハ益々奮ッテ報國ノ赤誠ヲ顯シ、益田家即御神本家ノ光輝ヲ発揚セントスルノ精神ナル由ナレバ、除隊ノ件ハ諾シ難シト回答セリ。

全二十八日、大田丹宮等本陣ニ至リ、更ニ応接ヲ聞キタルニ、須佐ヨリノ在隊員ノ内二名帰休ヲ命ズベキニヨリ、帰休中適任ノ御用ヲ命ゼラル、ハ勿論御隨意ナリ、除隊ノ事ハ貴命ニ応ジ難シト断然謝絶シテ局ヲ結び丹宮等帰須セリ。

二月十四日、隊命ニ依リ坪島正三、玉川小文吾等帰休セリ。

三月十四日、坪島正三、玉川小文吾等帰陣セリ。帰須ノ日直チニ邑政堂ニ出頭シテ去月大田丹宮等来隊ノ際入隊員ノ内二名帰休約ア

ルヲ以テ当座選バレテ帰休セシ由届出タリト雖モ、滞須中一ノ公用モ命ゼラレズト復命ス。

同二十四日、政事堂ヨリ御政務國貞直人氏須佐行ニテ、大谷丈右衛門宅ニ投宿シ、邑中ノ実況ヲ視察シ家臣一般大会議ヲ開キテ益々親睦ノ情ヲ厚カラシメント欲スルニ依リ、奇兵隊入隊者除隊帰邑ノ命アリシコトヲ山口ニ通報ス。仍テ政事堂ヨリ吉田本營ニ向ッテ其ノ旨ヲ達セラル。然ルニ在隊者ハさき大田丹宮等来營ノ際陳述セシ精神ナレバ、本陣ヨリ在隊者ノ内出山直接ニ政府ニ具申スベシトノ内論アリ。

同晦日村上研吾、坪島正三吉田発山口ニ出タリ。

四月一日、山口伊勢小路諸隊会議所詰奇兵隊時山直人ニ面会シテ出山ノ事情ヲ陳述セシニ、時山氏ハ御政務山田宇右衛門ニ計ルベシ、同氏ハ後河原ニ在寓セリ、余モ同行スベシトノ事ニテ直チニ山田氏ヲ訪ヒ、其ノ情実ヲ細

陳ス。山田氏曰ク、政府國貞直人ヲ須佐ニ遣ハシシハ奸賊処罰後ノ状況ヲ視察シ、益々一和親睦ノ団隊ヲ形ツクランガ為ニシテ、即チ卿等ノ主家御神本氏将来ヲ慮カラルル君侯ノ恩命ニ出タリ、卿等縦来正義ノ臣領トシテ東西奔走シ、碎身粉骨セシ結果今日ノ回復ヲ見ルニ至レリ、然レバ卿等自身御神本家ノ柱石トナリ、愈々國家ノ大計ニ注目セズンバアルベカラズ。幸ニ政府奇兵隊ニ命ジテ除隊セシメントスルニアリ、此ノ機ニ際シテ其ノ命ニ応ゼザルハ功ヲ一責(き)ニ欠クモノナリト懇篤丁寧ニ説論セシヲ以テ研吾等情ニ於テ否ムベカラザル場合トナレバ暫ク首ヲ傾ケタリシガ、山田氏曰ク、卿等忠愛ノ赤心幸ニ余ガ言ニ感ズル所アラバ一応帰陣ノ上在隊員ニ熟議シテ可成一同帰邑ノコトニ決スベシト語りアイテ退出シ、時山ニ別レヲ告ゲテ山口ヲ発シ吉田ニ帰レリ。

同二日山県狂助氏山口行ニ決シ、村上研吾、

坪島正三八先発急行セリ。牧小太郎、山県ニ隨行、船木ニ一泊シテ翌三日着山ノ後山県氏ハ政府ニ出頭シテ、須佐入隊者除名ハ國貞氏ノ請求ニ出デタルコトナレバ、須佐ニ至リ國貞氏ニ直接談判ヲ開キ、果シテ帰ラザルヲ得ザルノ情実アラバ其ノ指揮ニ從ウベキヲ約ス。然ルニ世子君吉田奇兵隊ニ御巡覽ノコトアルニ会シ、山県氏ハ急ニ帰營セザルヲ得ズ、故ニ須佐行ノ事ハ福田氏ニ囑託セリ。

同四日、福田氏須佐ニ向テ出發、牧小太郎、村上研吾、坪島正三隨行ス。

同五日、福田一行須佐着、中津山根友吉方ニ投宿ス。

同六日、福田氏等國貞直人氏旅寓大谷丈平ニ至リ応接セリ。福田氏ハ在隊員ニ於テハ素ヨリ正義回復邑中温和ノ目的ヲ以テ同日迄運動セシモノナレバ、タトエ帰邑セザルモ為ニ経障ヲ生ズルノ憂ハ毫モ無之、且三国老ノ内鈴尾家ハ已ニ數十名ヲ入隊セシメ、高田(元

国司)家ハ健之助殿自ラ卒先シテ入隊セラレ、特ニ御神本家ニシテ諸隊ニ氣脈ヲ絶ツ理アラシヤ、又奇兵隊ニ於テモ一時ニ隊員數十名ヲ除クハ実ニ困難ノ至リナリト縷々弁解アリテ、遂ニ在隊員ハ御神本家ヨリ公然入隊ヲ命ゼラレ、尤モ在隊員ノ内五名ヲ選抜シテ帰邑報ゼシムベシト一決セリ。談終リテ福田氏ハ笠松邸ニ到リ、桂主殿殿ニ面謁ヲ請イテ談話アリ。

同七日、福田氏須佐出発、坪島正三隨行シテ帰陣セリ。牧小太郎、村上研吾ハ数日滞在ノ上帰陣セリ。玆ニ幕府ハ征長ノ議ヲ決シ、紀井大納言徳川茂昭、老中小笠原長行等諸軍ヲ統ベテ広島ニ着シ、其ノ召ニ応ジテ至ル所ノ宍戸備後介ヲ執エテ還サズ不当ノ要求ヲナスニヨリ、諸隊ハ応戦ノ準備ヲ修ム。

鳥免勿々(月日が過ぎ)六月ニ至リ、幕兵四境ニ迫リ將ニ兵端ヲ開カントスル勢ナルニヨリ、干城隊、鴻城軍ハ山口、八幡隊ハ小郡、御楯ハ三田尻、遊撃軍ハ芸州口南、奇兵隊ハ

上ノ関、鷹憲隊ハ芸州中街道口、南園隊ハ石州口、奇兵隊長府一手、萩干城隊ニ町兵、遊軍山口屯營、足輕大隊ハ九州小倉口引受トナリ、其ノ他岩国三支藩御一門等手配定マリ各所へ出発セリ。

同五日、奇兵隊ヲ吉田營所エ引揚ゲ長州一ノ宮へ出張ス。

同七日、幕艦一艘大島郡安下庄ニ発砲セシヨリ、毎日出沒シテ前島、久賀村辺ヲ脅カス。同十一日四ツ時、軍艦四艘大島郡久賀村ニ二艘、同郡安下庄ニ襲来、イズレモ揚陸シテ兵端ヲ開キシヨリ尔後戦争ノ報導殆ド虚日ナシ。

同十六日、高杉晋作氏長府一ノ宮ニ来營アリテ、奇兵隊各司令長官以上諸隊將校會議ノ上、豊前國小倉地出張ノ幕兵ヲ進撃ノ事ニ決シ、同様八ツ時整列馬関へ出陣ス。長府報国隊モ出張セリ。

同十七日曉、丙辰艦、癸亥艦、庚申艦、乙

丑艦、丙寅艦ノ五艘ヲ二手ニ分ケ、田ノ津、

御沙汰書

門司関ヲ攻撃シ、我ガ陸軍ノ門司関ニ奮進ス

津田公輔殿

ルヤ、幕兵忽チ敗走、八ツ時馬関ニ凱旋セリ。
之レ即チ小倉口ノ第一戦ナリ。

同十七日朝五ツ時、石州口開戦セリ。南園
隊、精銳隊、第二大隊一手トナリテ共ニ横田
口ヨリ清末、須佐ノ諸兵ハ高津口ヨリ益田屯
集ノ浜田、福山、其ノ他諸藩ノ兵ヲ進撃ス。
幕兵敗走我ガ軍益田ニ入ル。時ニ八ツ半時ナ
リ。右ハ丙寅四境ノ役開戦ノ要路ナリ。其ノ
詳細ハ公私編纂ノ戦記アレバ今此ノ記中ニ記
セズ。

小倉ハ十月十日賊軍ノ巢窟ナル香春ニ進撃
セントスルノ際、彼ヨリ止戦和陸ヲ乞ウ。遂
ニ企救郡六万石ヲ割キ長州ノ支配トナスヲ約
シテ其ノ談判ヲ終了セリ。

慶応三年丁卯正月、奇兵隊ハ隊員大半帰休
セシメタリ。須佐在隊者ハ帰休中左ノ恩命ア
リ。

右奇兵隊入隊人数ノ内此度帰省ノ上士分ヘ
来ル二十六日夕飯後益田様御目見ヲ被仰付候、
尚又去夏以来小倉地出張数度苦戦為国家容易
ナラザル尽力ノ段神妙ノ義ニ被思召候、依之
帰省ノ銘々未々迄同日御酒頂載被仰付候条、
右様被相心得向々へ可有通達候事。

正月二十四日

三月奇兵隊ハ徳山山崎隊ト小倉地ノ誓固ヲ交
替シテ吉田本營ニ引揚ゲタリ。

九月ニ至リ御君侯ノ御正義貫徹ノ機ニ際シ、
薩州侯モ上京御周旋アルニ依リ、奇兵隊南奇
兵隊、振武隊、鋭武隊、鷹懸隊等各一中隊ヲ
選抜シテ総人員千有余人上京ノ命アリ。三田
尻迄出張シ数日ヲ経過スルト雖モ出港ノ命無
之ヲ以テ奇兵隊ハ吉田本營ニ引揚ゲ、全軍三
田尻へ出張シ光明寺滞陣ニテ、山県狂介氏ヲ
始メ諸将校周旋アリテ遂ニ十二月二十六日上

京ノ諸兵乗船、摂州西ノ宮ニ揚陸、嚴肅ナル
行軍ニテ京師ニ入ル。

十二月十日、両君侯御入洛御免、御官位元
ノ如ク復セラレタリ。

今度大樹奉帰政權、朝廷一新之折柄、弥以
天下之人心居合不相付ニ於テハ追々復古ノ典
モ難相行、深ク被惱宸襟候。且来春御元服立
太后追々御大礼被為行、且又先帝御一同ニ相
成候ニ付、猶尚人臣一和專要ニ被思召候間、
先年来防長ノ事件彼是混雜有之候得共寛大ノ
御処置被為在、大膳父子末家等被入洛官位如
元被復候旨被仰出候事。

丁卯十二月十日

積年ノ精忠貫徹且此ニ入京満足ニ被思召候。
猶御守衛場之儀者追而可被仰出候事。右ハ中
山卿ヨリ御口達ノ書取ナリ。

同十八日、蛤御門御守衛ノ達アリ。

同二十五日、奇兵隊ハ三田尻引揚ゲ吉田營

所ニ帰ル。

明治元年戊辰正月四日、將軍徳川慶喜一橋、
会津、桑名、高松、宮津、姫路、大垣等ノ各
藩大阪ヨリ入京ノ途次、伏見京橋ニ於テ応接
ヲ開クノ末、遂ニ干戈ヲ以テ成敗ニ訴ウルニ
至リ、所々転戦賊軍敗走シテ同月九日ヲ以テ
大阪落城トナレリ。此ノ役ノ詳細又公私ノ近
世史ニ譲リテ今ハ略セズ。

三月、奇兵隊全軍上京ノ命アリ、十七日朝
五ツ半時本陣ノ急報ヲ期シテ各隊整列、祝砲
三発全隊行軍シテ出発シ、長府ニ於テ喫飯、
八ツ半時馬関阿弥陀寺着、南部浜ニテ花陽艦
乗組、同夜八ツ半時投錨、二十日朝六ツ時兵
庫ニ繫航、四ツ時抜錨、同夜九ツ半時大阪着
港、暴風怒涛ノ為メ上陸ヲ得ズ。二十一日朝
五ツ時天保山へ上陸、全隊行軍ニテ安治川橋
通天満東寺町知源寺其他寺院ニ宿陣セリ。

同二十三日、天皇陛下大阪へ行幸アリ。

同二十五日、八ツ時赤門屋敷へ転陣アリ。

同二十六日、天保山へ行幸海軍天覽アリ。

当度各軍隊着阪ニ依リ酒肴ヲ賜ワル。仍テ四ツ時大隊行軍ニテ京橋通桜宮ニ至レバ桜花瀾漫ノ好時、枉盤狼籍歎ヲ尽シテ帰營セリ。四月二日、山県、福田勅命ニ依リ江戸行。同三日、長藩へ御沙汰。

明後五日 銃陣

天覽被為在候ニ付、其藩兵隊一大隊先出スベキ旨御沙汰ノ事。

同五日、雨天ニ依リ天覽順延。

同六日、大阪城本丸ニ於テ薩、芸、越其ノ他二三藩ト火入調練天覽アリ、奇兵隊ハ鋭武隊合併即長藩一大隊トナリ、薩、芸、越ニ次イデ調練セリ。練兵終レバ各藩へ慰勞トシテ酒肴ヲ下賜セラル。九ツ時帰營。

同九日、恩賜ノ酒肴配当宴ヲ開ク。

同十日、夕八ツ時号轍ヲ以テ発軍、各隊行軍ニテ八軒屋ニ至リ乗船シ、十一日朝伏見場陸、竹田街道ヨリ大隊行軍ニテ九ツ時京都中立売、文武館ニ着ス。

同十五日、仁和寺、宮殿、四条、一条殿銃陣上覽ニ依リ、朝五ツ時ヨリ大隊押陣ニテ二条河原調練場ニ至リ調練アリ。終レバ三条繩手通東福寺招魂場ニ至リ大祭典アリ。暮七ツ時帰營、仁和寺宮殿下ヨリ慰勞ノ為御酒下賜セラル。

御名 (藩主公)

右四方へ人数差出候儀ニハ候得共、松平肥後益々暴激ニ募リ官軍ニ抗シ候段相聞候ニ付、北国地へ人数差向ケ、奥羽ノ官兵ニ応接致候様御沙汰ノ事。

右今般別紙ノ通朝廷ヨリ御沙汰相成候ニ付、出張仰付ラレ候条御不都合無之様屹度(きつと)可勉強候事。

同二十四日、山県狂助氏ハ北陸道鎮撫總督參謀ヲ任ゼラレタリ。

同二十五日、奇兵隊參謀時山直八、書記湯淺祥之助、會計方、器械方、小荷駄方三四ノ

二小隊薩藩二小隊ト共ニ発陣。

同二十六日、奇兵隊參謀三好軍太郎、書記杉山莊一郎、會計方、小荷駄方一、二、三、五、六ノ五小隊、一、二、三、四ノ四砲隊二小隊ト共ニ発陣ス。

北奥羽ノ役又此ノ記ニ數々(セイ)セズ。

八月下旬、米沢上杉齋憲父子降ル。

九月二十二日白九ツ時(正午)若松落城、

松平肥後守容保父子降ル。

同二十九日、庄内松平忠篤降服ス。

十月上旬ヨリ各地出張ノ官軍引揚ノ命アリ

奇兵隊ハ中山道ヨリ帰京ノ途ニ就ケリ。

十一月朔日(一日)、京都東福寺内栗林庵

ニ着陣セリ。

同三日十時整列、大隊行軍ニテ長府報國隊ト參闕ス。正親町大納言殿、長門世子君、有島中務大輔殿其他諸官御列席ニテ御書下ゲヲ賜ハル。

長州 奇兵隊

征討出張遠路跋涉日夜攻撃、到ル処功ヲ奏シ凱至之段其勲勞不少候、此節東京御駐蹕ノ儀ニ付不取敢被為慰軍勞、酒肴被下候事。

但春來兵事ニ付大宮御所御内エ

御憂襟被為在(あらせられ)征討兵士之

難苦ヲ恤敷(うれわしく)被為思召日夜平

定而已(のみ)御祈念ノ折柄、今般凱旋之

趣御内臆被為在、御喜悅不斜(ななめなら

ず)候。猶又御留守中ニ付、帰陣ノ者へ厚

ク慰勞候様御内論被為在候事。

十一月 行政官

了リテ十二時退闕、鴨東練兵場ニ至リ世子

君ヨリ長ノ出陣苦勞神妙ニ思フトノ御意アリ、

次ニ長府毛利左京亮殿ヨリ長ノ出陣、且報國

隊モ世話ニナリ、各々苦勞トノ御意アリテ奇

兵報國二隊行軍ニテ帰營セリ。

同五日朝七時出發、伏見ヨリ乗船ニテ大阪

江戸堀ニ帰着セリ。

同六日十時、安治川橋ヨリ舳船ニテ花陽艦ニ乗組ミ、四時抜錨九日室津ニ上陸、夫レヨリ陸行、小国通り平尾沢ニ着泊シ、十月降松（下松？）ヲ經テ砥石（遠石？）ニ着陣シ、十一日朝六時乗船、八時半時三田尻着港泉相寺ニ宿陣ス。

同十二日十一時、御茶屋前ニ於テ整列、御名代毛利筑前殿ヨリ御意ノ旨伝ヘラレ、更ニ司令官ヲ召集シテ數月間苦戦ノ勞ヲ慰スル為隊中へ酒肴ヲ賜ハル達シアリテ帰營シ、同夜恩賜ノ酒肴ヲ謹載シテ愉快ヲ極メタリ。

同十三日、全軍帰省ヲ許サル。但シ来ル明治二年己巳二月五日ヲ期シテ吉田陣營ニ集合シ、同月中旬大招魂祭執行ノ命アリ。

須佐隊員帰省中、招魂場創建ノ儀ハ兼重五郎四郎ノ主唱ニテ大賛成ヲ得タルニヨリ、同氏ハ願主トナリテ願書ヲ邑政堂ニ差出セリ。

1 1

願書

時運之變転不得止（はやむをえざる）次第

トハ乍申（もうしなから）、甲子年京師變動引続キ国事ニ死候者不少、追々於本藩招魂祭被執行候得共、御内論之儀ハ未ダ無其儀候ニ付、何卒招魂場開設被仰付候ハバ甲子以来戦死忠死ノ者ノ靈魂ヲ地下ニ慰度志願候処、当今ノ御仕組中御普請事総而（そうじて）御廢止ノ砌ニ候エバ、乍微力私願主ニ相成、尚同志之者ヨリ心掛次第ノ寄付被遂、御免候ハバ合力ヲ以テ創立仕度存候。右場所柄之儀ハ吉祥關古跡地形相応、且他藩人通行ノ節參拜ノ便宜彼ノ地ニ限り候様奉愚考候。左候ハバ黄泉之靈魂ハ不及申、御家来中一統斯迄御手厚被仰付儀ニ奉感佩奮発ノ一助トモ可相成奉存候間、何卒御心入ヲ以テ被遊御許容被下候様奉歎願候。此段御序之節宜敷御取成奉願上候。以上。

辰ノ十二月 兼重五郎四郎

右出願後何タル指令モ無之、且他所ノ事ニ

異見ヲ生ジタルニ依リ、更ニ奇兵隊在隊帰休

者ヨリ追願セリ。

願 書

奉歎願候事

先年来御内諭職死忠死ノ人員モ不謬候ニ付テハ、其靈意ヲ地下ニ慰ムル為招魂場創建有之度、先達テ兼重五郎四郎ヨリ申出置候処、御詮議半途ノ趣ニテ今日ニ至リ、成否不被仰出候ニ付、重ネテ奉歎願候。素ヨリ必至御難波中之事ニ候得バ、僅カノ御費用モ相省キ、於下精々相働キ建立度仕覚悟ニ御座候。何卒私共一統帰休中成就之上祭典相調度奉存候間、其ノ御都合ヲ以テ急速御運ビ方奉願候。尤先般出願有之候吉祥寺之儀ハ、仏跡且陰湿地ニテ相応ノ靈場トモ難申、一統ノ氣付ニテハ御靈社ノ南赤禿ノ地形東面ノ陽地ニテ、自然御靈社区域ニ引連ナリ、往復ノ旅人參詣ノ便宜旁勝地ト奉愚考候ヘバ、速ニ御英断ヲ以テ御許容被仰付候様偏ニ奉懇願候。

辰ノ十二月二日

奇兵隊入隊人数中

御 沙 汰 書

右甲子以来国事ニ死候者不少候ニ付、招魂場創建之儀ニ付願出之趣神妙之事ニ被思召候。右之者兼々御存念モ被為存（存ぜさせられ）候処、御軍務其他御多事之央（なか）無余儀御延引ニ相成リ、其後弥増御所（世）帯向御差詰ニ付テハ、只今モ雖被為届候折柄（手も届き難いおりから）、志願モ有之儀ニ付、願之通被差免（さしゆるされ）候事。

辰十二月

口達ヲ以テ

所柄ノ儀ハ思召モ有之、日限（かげ）地藏之所ニ被仰付候事。

前願之趣、口達ヲ以テ奇兵隊員ヘモ達シ有リ。

同十二月十九日、地所引渡ニ付各集會シテ
邑政堂ヨリ市山淳藏立會員トシテ差出サレ、
同伴シテ日限地藏ノ地即チ字浄土院ニ至リ境
域繩張ヲ為セリ。

明治二年己巳正月六日、浦本町大谷丈右衛
門宅ヲ借受ケ、招魂所創建事務所ト定メ、同
志者各々歛鎌ヲ執リテ開墾ニ着手シ、同十一
日ニ至ル。

同十二日、野頭村ヨリ助力四十四人、奥西
組其外ヨリ助力二十九人總計七十三人。

同十三日、須佐地組ヨリ十三人、野頭村ヨ
リ四十五人、西浦ヨリ四十六人、外木挽二人、
總計百六人ノ助力アリ。

同十四日、三原村ヨリ七十八人、瀬尻組ヨ
リ七人、外ニ木挽二人、總計八十七人ノ助力
アリ。

同十五日、三原村ヨリ五十四人、外ニ木挽
二人、大工一人ノ助力アリ。

同十六日、市街助力十四人、宇谷同四人、

東浦同十人、御細工人同五人、海老庵町同十
五人、三原村同十五人、下田万村同二十八人、
町組同三十二人、外ニ婦女十二人、總計百三
十五人。

同十七日、宇谷組十人、沖浦組十五人、三
原村三人、押谷二人、市街二十二二人内大工一
人、石工五人、瀬尻九人内木挽三人、野頭木
挽三人浦東五十四人、下田万六十六人、外ニ
婦女三十二人總計二百十六人ノ助力アリ。

同十八日、尾浦ヨリ二十七人、浦東ヨリ三
十九人、市丸組十五人内木挽一人、沖浦ヨリ
木挽二人、浦石工一人、御細工人三人、三原
村ヨリ四人、同村士族六人、上小川同四人、
上田万村同三人、市街同九人、外ニ婦女十五
人、總計百二十八人ノ助力アリ。

同十九日、墓標掘立ヲナス。

同二十日、墓標掘立及貫抜門ヲ建設セリ。

同二十一日、休暇。

同二十二日、招魂祭ノ準備ヲナシタリ。

同二十三日、浄土院ノ字ヲ改メテ三蔭山招魂場ト称シ、招魂祭式ヲ執行ス。市街ヲ始メ各村ヨリ競ヒテ酒来、餅等ヲ献納スルコト山ノ如ク、阜（おか）ノ如ク、遠近ノ老少男女相携テ参拜シ、境内立錫ノ余地無キニ至ル。式了リテ数箇ノ酒樽四斗入ヲ配置シテ参拜者ニ随意之ヲ飲マスレバ、各飲ミ尽シテ開散ス。同夜事務所ニ於テ祭主祭官其ノ他関係者数十名ヲ招餐ス。頗ル盛宴ナリ。

同二十四日、社殿建築ノ計画ヲナシ了リテ事務所ヲ閉ズ。尔後在隊者ハ統々帰營セリ。八月八日、故親施公ノ神靈ヲ社殿ノ中央ニ安置スルノ議ヲ決シ、兼重五郎四郎ヨリ覚書ヲ以テ出願セリ。

覚

此度招魂社成就ニ付而者（ついては）去る丑ノ春下田万村ニ屯集被仰付候節、同志中申合、御靈神様奉勸請、其後彼隊分教ニ相成候節ヨリ、恐多クモ今日迄私宅ニ奉祭

仕居候。右ニ付而者本社ニ御遷宮相成候様ニ奉存候間、御英断ヲ以テ御許容可被仰付伏テ奉願上候。

八月八日

兼重五郎四郎

右願意御採用難成ニ拠リ、贈正一位楠朝臣正成公ヲ中央ニ安置スベシトノ命アリ。

同十日、上棟祭並ニ招魂祭ヲ執行セリ。式竟リテ大谷丈右衛門宅ニ於テ直会（なおりい）ノ酒肴ヲ賜ル。宴盛ニシテ歓声場ニ充ツ。夜十二時ニ至リ開散セリ。

右明治三年庚午三月三日、同盟員各手記ヲ携エテ相会シ、之ヲ参照編纂シ名付ケテ回天実記ト云フ。分ッテ二巻トス。

回天実記 完

御 蔭 山 神 社

澄川謙藏

元治元年京都禁門の変に於て
負傷後死去

甲子の役（禁門の変）、四境戦争（第二次
長州征伐）、戊辰の役（鳥羽・伏見の戦）、

益田仲間清治

同右

北越戦争、会津戦争をはじめ幕末動乱期に殉
じた戦死者や志士の霊を祀ったもので、明治

若月俊藏

慶応二年四境戦争豊前赤坂に
於て戦死（小倉口の戦）

二年正月、山口藩士兼重厚平の主唱によって
建てられた。（詳細は回天実記にある）、後

御手洗音五郎

同豊前大貫山に於て戦死

西南の役をはじめ日清、日露以後の戦で国に

上田亀二郎

同石州益田に於て戦死

殉じた英霊も追祀された。

小国融藏

慶応二年国事奔走の間病死
（都）伏見に於て戦死

祭 神（墓碑に刻まれたもの）

益田親施

元治元年十一月十一日徳山惣
持院に於て自刃

原井直助

同越後妙見に於て戦死（北越
戦争）

大谷実徳

慶応元年三月一日浄蓮寺に於
て自刃

金山義十郎

同負傷後、小千谷病院死去

河上範三

右同日法隆寺に於て自刃

玉江芳彦

同柏崎病院で死去

田村育藏

元治元年京都禁門の変に於て

久賀亀吉

同古志郡朝日山に於て戦死

戦死

村岡団藏

同三島郡西越村に於て戦死

中尾易三郎

同右

山下範三郎

同山城国淀川堤に於て戦死

中村惣治

同右

黒瀬千代太郎

同越後妙見山に於て戦死

内田正一郎

明治元年越後妙見山に於て戦

死

藤田篤輔

同長岡に於て戦死

蒲生吉次郎

同会津若松城下同右（会津戦

争）

村岡彦十郎

同陣ヶ嶺に於て負傷後病で死

去

中村芳彦

同月岡にて同右

渡辺九郎

同地名不詳同右

田中松蔵

明治十年西南の役に於て負傷

大阪臨時病院で死去

栗栖直幹

同谷本場山に於て戦死

岡部順一

同鹿兒島障子川同右

右の中に出てくる殉国者の中には、領主益田親施をはじめ回天実記に登場した人々も祀られています。また九州、京都、北越、奥州と、須佐人の活躍がしのべれます。当時の弥富村、小川村、江崎村出身の人の名も見られます。

須佐町の教育の歴史（私塾の普及）

益田元道が郷校育英館を設けたのは享保年間（一七一六—一七三五）で、毛利藩内では二番目に当り、藩校萩明倫館の開校よりも数年早い。郷校としては藩校明倫館とは姉妹関係にあり、松下村塾とも交流があつて多くの英才を生んだ。初代館長品川希明から波田嵩山、山科真通、小国融、小国融蔵を経て、坂上忠介の時学制が頒布され育英小学校となつた。須佐では郷校以外に、維新前後に学識者が私塾（寺小屋）を開いて一般庶民の子弟教育に力をそそいだ。その分布率においては山口県内第二位であるが、質的には第一位とされている。従つて教育の普及率は高く、かつて萩の乱の時も「萩の土塀は須佐で持つ」などと云われた。萩の土塀とは萩の士族のこと、この時参加したのは須佐士族ばかりではなく、庶民も参加した。つまり、須佐が士民一体となつて目ざましい働きをしたことを物語っている。スサとは土塀の中壁にぬりこんで土にまぜる切りわらのことである。四境戦争においても、高杉晋作が組織した藩内の士農工商あらゆる階層で組織した奇兵隊と同じように、須佐兵も階級を度外視してこれに参加して目ざましい働きをしている。つまり、四境戦争は上下の別なく藩をあげての戦争であつたわけである。これには教育の普及が大いに役立ったことは言をまたない。こゝでは育英館以外に私塾を開いて庶民教育にあつた「寺小屋」——私塾を紹介する。

○ 須佐村寺小屋

(阿武郡誌より)

習字 横屋丁

安政元 明治元

波田与市右衛門

本町

弘化二 明治二

桜井九郎右衛門

海老庵

安政元 明治元

澄川米助

松原

未詳 安政年中

増野善左衛門

未詳

慶応二 明治二

荻野直左衛門

本町

安政元 明治三

松井九郎右衛門

未詳

未詳 明治三

益田致恭

○ 弥富村寺小屋

算術・習字 弥富下

文久二 明治七

神野主杖

読書・習字 鈴野川

万延二 元治年中

河内山友甫

文久年中

明治初

青木泰三

○ 小川村寺小屋

読書・習字 中小川

慶応二 明治八

山本潤造

習字

未詳

岩堀林貞

読書・習字 下小川

元治元 明治八

綿津虎三郎

読書・算術

安政年中 明治初

田根安説

読書・習字 上小川

嘉永元 嘉永五

高津政隆

弘化四

嘉永三

坪田権助

天保一揆 補遺

前に温故三号で、伊藤満行氏宅で発見された「天保一揆」の記録を紹介しましたが、その時の被害に会った家の詳細が見つかりましたので、追補しておきます。

阿武郡百姓騒動に付村々破却家 覚
天保二年卯八月
(清水益田家文書中)

吉部村

一、居屋二軒、土蔵二軒 蔵田仲二郎

一、居屋一軒、酒屋 源次郎

一、同一軒 為治郎

高佐村

一、居屋二軒

一、土蔵一軒 蔵田辰之進

蔵目喜村

一、居屋一軒、土蔵一件 佐々木茂和

一、居屋一軒 七郎右衛門

生雲村

同じ庶民仲間の比較的富裕の家に先ず向けられたことは、その心理的背景からみて、今も昔も変らぬ感じがします。

一、居屋一軒、土蔵一軒

大田九郎兵衛

同 下 村

一、居屋一軒

次郎兵衛

一、居屋一軒

弥一左衛門

一、居屋一軒、土蔵二軒

浦部源六

一、同 一軒

龜治郎

一、居屋一軒、土蔵一軒

同 中 村

物置場一軒

浅右衛門

一、居屋二軒、土蔵一軒

一、居屋一軒、土蔵一軒

桑原重右衛門

一、居屋一軒

桑原幸助

嘉 年 村

一、居屋一軒

木村卯右衛門

一、居屋二軒、土蔵二軒

伊藤栄三

一、同 一軒

鹿松

一、居屋一軒、土蔵一軒

桑原平助

一、同 一軒

長吉

一、居屋一軒

片山三治郎

一、同 二軒、土蔵二軒

中嶋弥助

同 上 村

京助

一、居屋一軒、土蔵一軒

金子里五郎

一、居屋一軒

市原七郎左工門

一、居屋一軒

万兵衛

一、居屋一軒、土蔵一軒

佐伯左平治

一、居屋一軒、土蔵一軒

藤井孫之進

一、居屋一軒、土蔵二軒

権之助

一、居屋一軒

卯吉

徳 佐 村

一、居屋二軒、土蔵三軒

榎六兵衛

一、同 二軒

新右衛門

一、居屋一軒、土蔵一軒

木村利平次

一、同 一軒、土蔵一軒

角助

一、居屋二軒、土蔵一軒

三浦勝左衛門

地 福 村

弥右衛門

一、居屋一軒 田村弥平次

一、同一軒 鉄之進

一、同一軒、土蔵一軒 松屋幸藏

一、居屋一軒 米屋 与吉

一、同一軒 嘉吉

一、同一軒 浦部孫右衛門

一、居一軒、土蔵一軒 弥惣治

一、居屋一軒 阿川文吉

一、同一軒 平川榮之進

一、同一軒 松尾三郎左衛門

一、居屋一軒 忠助

一、居屋一軒 吉左衛門

一、同一軒 平藏

上小川村 峠ノ

一、居屋一軒 次郎左衛門

一、同一軒 長見意五郎

一、同一軒 伊三郎

中小川村 岡崎七郎右衛門

一、居屋一軒、土蔵一軒 古屋次郎兵衛

一、居屋一軒、長屋一軒 市郎左衛門

一、同一軒 石橋七治郎

一、同一軒

下小川村 原七十郎

一、居屋一軒、土蔵一軒 町屋龍藏

一、居屋一軒 龜之助

一、居屋一軒、土蔵一軒 上田万村

一、居屋一軒、小見世(店)一軒 仲屋善五郎

長屋一軒 米屋市右衛門

一、居屋一軒

下田万村 大谷齒右衛門

一、居屋一軒、土蔵三軒 孫助

一、居屋一軒、小槌屋

一、同一軒、土蔵一軒

一、同一軒 浜崎屋 安右衛門

一、同一軒

一、居屋一軒、土蔵一軒

若松屋

東蔵

惣数

百三十二軒

江崎村

一、居屋一軒、土蔵一軒

唐つ屋

利兵衛

右 御内用方会所ニ御諸用被申

一、居屋一軒、土蔵四軒 安江善五郎

右越度宜敷御会所御諸用之事

一、居屋一軒、土蔵一軒

茜屋

久左衛門

一、居屋一軒 中村屋

乙平

一、同 一軒、土蔵一軒 中村屋

一、居屋一軒 新屋

藤兵衛

己上

居屋 八十軒

土蔵 四十五軒

長屋、物置共ニ 六軒

油ノ場 一軒

楮（こうぞ）畑の開作について

関ヶ原の戦（慶長五年―一六〇〇）後、中国八ヶ国を削られて防長二ヶ国となった毛利藩は、極度の財政困難に陥りました。

毛利藩の主席家老益田元祥（須佐初代領主）は藩財政を救うため、いろいろな殖産事業を試み、その中枢事業として米、塩、紙、蠟（ろう）とその時食住に最も必要なものを奨励生産することにつとめました。塩は天気の良い瀬戸内方面に限られましたが、北浦地方では農地を開作し、山合いにははぜを植え、谷合いの両側を切り開いて楮（こうぞ）を植えることを奨励しました。これを毛利藩の四白政策、北浦では三白政策と呼ばれます。以下はその一資料です。

唐津楮新畑開立并地下諸控（伊藤家文書）

一、楮畑柳ヶうつ両平（ひら）子年の春植付仰せつけられ候事、凡そ七百七十二坪位、畝数積にして楮苗御買渡し候事、其節後付新兵衛より差出し畝数積の事（書下し文で記した）

但 唐津請之分

田ノ口村

作三右衛門

助右衛門

一、此兩人楮畑開立仰付られ候分、本浴魚切の鼻より剋ヶ浴の出口迄、剋ヶ浴えぼし岩の左右二十間の間に仰付られ候との仰出され御引渡の節役人

所務代

品川文内

山廻

中尾弥惣兵衛

後付

新兵衛

三原村庄屋

田村平八

同所畔頭

作右衛門

右之役人出張之事

文化十三年

子ノ六月十四日

一、唐津本浴右之切残之分、地下より残らず

開立候様願出候御米御貸下ケ仰付られ候事、

楮苗之儀は公儀よりいづれも御買渡之事

一、米二石二斗五升定、五俵外十六人え

百合三郎、広穂、八右衛門、弥八、次左

衛門、平右衛門、伝右衛門、大蔵、亀松、

友左衛門、岩松、半助、嘉平次、小左衛門、

岩松、鶴松

右之人数え渡り候事

御役人中

御加判

益田登人

益田八郎左衛門

益田勘右衛門

当職 益田又左衛門

年行司 松本良左衛門

御目付 品川又右衛門

井上孫兵衛

裏判

椋木六右衛門

山廻

澄川忠助

後付

新兵衛

一、楮苗

一万五百本定

但後切畑え御渡方相成候事

一八〇百三拾目定

但古畑新畑之内にて上納候事、辰ノ

暮迄三ヶ年の間